

建設工事における前払金使途拡大の 恒久化について

令和7年4月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市総務部契約検査管理課

岩見沢市が発注する建設工事における前払金の使途について、令和7年度より拡大特例を恒久化することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 使途範囲拡大の対象となる前払金

(1) 対象となる前払金

平成28年8月1日以降に、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）について、受注者により前払金専用別口普通預金口座から払出しが行われるもの。

(2) 拡大の範囲及び上限

前払金の使途範囲を現場管理費（労働災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）にも拡大し、これらに充てられる前払金の上限は前払金額の100分の25とする。